

改正後	改正前																												
飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法 1（略） 2格付の表示の様式 格付の表示の様式については、表1の左欄に掲げる飲食料品及び油脂ごとに、同表の右欄のとおりとする。 表1－飲食料品及び油脂ごとの格付の表示の様式 <table> <tr> <td>A.1～A.27（略） A.28 精米 <u>A.29 アーモンドミルク</u></td><td>附属書A</td></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td></tr> </table> 3（略） 附属書A（規定） 格付の表示の様式A （略） a）格付の表示を1個ごとに付する場合の円の外径は、表A.1のとおりとする。 表A.1－格付の表示を1個ごとに付する場合の円の外径 <table> <tr> <td>区分</td><td>格付の表示を1個ごとに付する場合の円の外径</td></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>炭酸飲料（びんのふたに格付の表示を付する場合を除く。）、トマト加工品（トマトケチャップを除く。）、風味調味料、乾燥スープ、ド</td><td>10 mm以上</td></tr> </table>	A.1～A.27（略） A.28 精米 <u>A.29 アーモンドミルク</u>	附属書A	（略）	（略）	（略）	（略）	区分	格付の表示を1個ごとに付する場合の円の外径	（略）	（略）	（略）	（略）	炭酸飲料（びんのふたに格付の表示を付する場合を除く。）、トマト加工品（トマトケチャップを除く。）、風味調味料、乾燥スープ、ド	10 mm以上	飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法 1（略） 2格付の表示の様式 格付の表示の様式については、表1の左欄に掲げる飲食料品及び油脂ごとに、同表の右欄のとおりとする。 表1－飲食料品及び油脂ごとの格付の表示の様式 <table> <tr> <td>A.1～A.27（略） A.28 精米 （新設）</td><td>附属書A</td></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td></tr> </table> 3（略） 附属書A（規定） 格付の表示の様式A （略） a）格付の表示を1個ごとに付する場合の円の外径は、表A.1のとおりとする。 表A.1－格付の表示を1個ごとに付する場合の円の外径 <table> <tr> <td>区分</td><td>格付の表示を1個ごとに付する場合の円の外径</td></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>炭酸飲料（びんのふたに格付の表示を付する場合を除く。）、トマト加工品（トマトケチャップを除く。）、風味調味料、乾燥スープ、ド</td><td>10 mm以上</td></tr> </table>	A.1～A.27（略） A.28 精米 （新設）	附属書A	（略）	（略）	（略）	（略）	区分	格付の表示を1個ごとに付する場合の円の外径	（略）	（略）	（略）	（略）	炭酸飲料（びんのふたに格付の表示を付する場合を除く。）、トマト加工品（トマトケチャップを除く。）、風味調味料、乾燥スープ、ド	10 mm以上
A.1～A.27（略） A.28 精米 <u>A.29 アーモンドミルク</u>	附属書A																												
（略）	（略）																												
（略）	（略）																												
区分	格付の表示を1個ごとに付する場合の円の外径																												
（略）	（略）																												
（略）	（略）																												
炭酸飲料（びんのふたに格付の表示を付する場合を除く。）、トマト加工品（トマトケチャップを除く。）、風味調味料、乾燥スープ、ド	10 mm以上																												
A.1～A.27（略） A.28 精米 （新設）	附属書A																												
（略）	（略）																												
（略）	（略）																												
区分	格付の表示を1個ごとに付する場合の円の外径																												
（略）	（略）																												
（略）	（略）																												
炭酸飲料（びんのふたに格付の表示を付する場合を除く。）、トマト加工品（トマトケチャップを除く。）、風味調味料、乾燥スープ、ド	10 mm以上																												

レッシング，即席めん（めん重量が50 g入り以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合及び生タイプ即席めんにあつてはめん重量が135 g入り未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。），削りぶし，醸造酢（500 mL入り未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。），豆乳類（500 mL入り未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。），畜産物缶詰及び畜産物瓶詰（コンビーフ缶詰及びコンビーフ瓶詰を除く。），マーガリン類（115 g入り以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。），にんじんジュース及びにんじんミックスジュース，水産物缶詰及び水産物瓶詰，果実飲料（1 800 mL未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合（瓶のふたに格付の表示を付する場合を除く。）に限る。），農産物缶詰及び農産物瓶詰（たけのこ缶詰及びたけのこ瓶詰（全形及び2つ割りに限る。），たけのこ大型缶詰（全形（傷を除く。）及び2つ割りに限る。），もも缶詰及びもも瓶詰（2つ割りに限る。），なし缶詰及びなし瓶詰（2つ割りに限る。）並びにフルーツみつ豆缶詰及びフルーツみつ豆瓶詰を除く。），<u>そしゃく配慮食品</u>（表示可能面積がおおむね150 c m² 以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合を除く。）<u>並びにアーモンドミルク</u>		レッシング，即席めん（めん重量が50 g入り以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合及び生タイプ即席めんにあつてはめん重量が135 g入り未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。），削りぶし，醸造酢（500 mL入り未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。），豆乳類（500 mL入り未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。），畜産物缶詰及び畜産物瓶詰（コンビーフ缶詰及びコンビーフ瓶詰を除く。），マーガリン類（115 g入り以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。），にんじんジュース及びにんじんミックスジュース，水産物缶詰及び水産物瓶詰，果実飲料（1 800 mL未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合（瓶のふたに格付の表示を付する場合を除く。）に限る。），農産物缶詰及び農産物瓶詰（たけのこ缶詰及びたけのこ瓶詰（全形及び2つ割りに限る。），たけのこ大型缶詰（全形（傷を除く。）及び2つ割りに限る。），もも缶詰及びもも瓶詰（2つ割りに限る。），なし缶詰及びなし瓶詰（2つ割りに限る。）並びにフルーツみつ豆缶詰及びフルーツみつ豆瓶詰を除く。）<u>並びにそしゃく配慮食品</u>（表示可能面積がおおむね150 cm² 以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合を除く。）	
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
b)～e) （略） 附属書B （略） 附属書C （略）		b)～e) （略） 附属書B （略） 附属書C （略）	